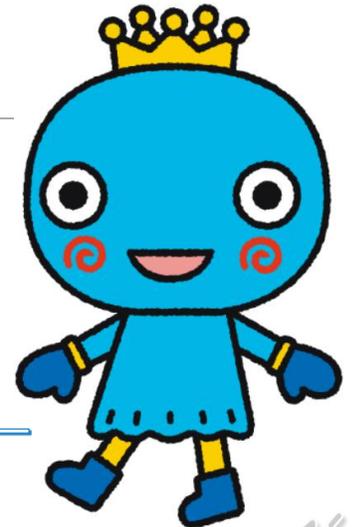




令和6年度の制度改正 への対応について

衛生管理：
感染症及び食中毒の予防
及びまん延防止について

西宮市キャラクター
みやたん

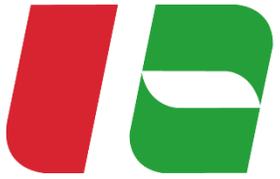




事業所がやるべきこと

- ① 感染症対策委員会を定期的に実施すること
- ② 感染症対策の指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、研修を定期的に実施すること
- ④ 訓練（シミュレーション）を定期的に実施すること





①感染症対策委員会の定期的開催

- ・ 実施頻度はおおむね3月に1回
- ・ 幅広い職種でメンバーを構成すること
- ・ 専任の感染対策担当者を決めておくこと

※ 委員会を開催した場合は、必ず記録を、
不参加の従業者に周知徹底をすること



②感染症対策指針の整備



平常時



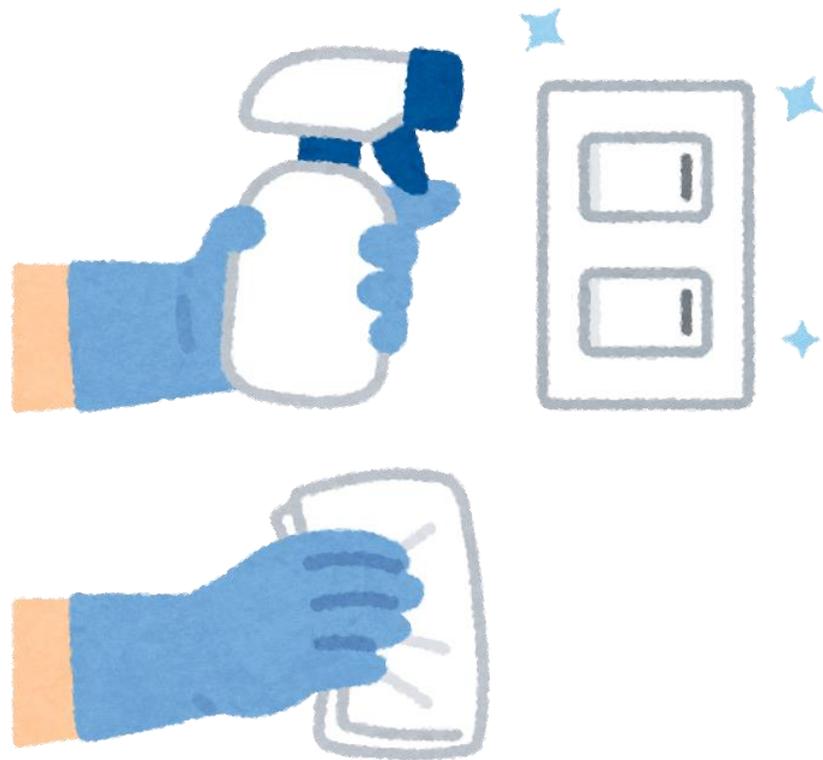
発生時

平常時の対策

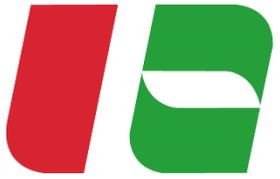


- ・ 指定児童発達支援事業所内の**衛生管理**（環境の整備・排泄物の処理・血液、体液の処理等）
- ・ 日常の支援にかかる**感染対策**（汚染物に触れる時、どのようにするか等）
- ・ **手洗い**の基本
- ・ 早期発見のための**日常の観察**項目

発生時の対応

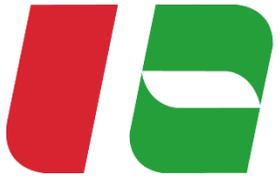


- 発生状況の把握
- 感染拡大の防止
- 医療機関や保健所、市町村における関係課等の関係機関との連携
- 医療処置
- 行政への報告



発生時における指定児童発達支援事業所内の連絡体制や、関係機関（医療機関・保健所・市町村における事業所関係課等）への連絡体制を整備し、明記しておくこと





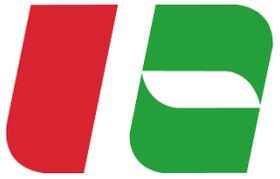
従業者に対する研修の実施

- ・ 年に2回以上実施すること
- ・ 新規採用時にも実施すること
- ・ 研修の実施内容について記録すること

※ 事業所内研修も可能だが、委員会の開催と混同してしまわないよう注意が必要。

※ 感染症にかかると業務継続計画に関する研修と一体的に開催も可能。





訓練の定期的実施

- 年に2回以上実施すること
- 訓練を実施した際は、記録を作成し、保管すること

(例)

- 手洗い方法の確認
- 吐瀉物、便等の適切な処理方法のシミュレーション
- ガウンやマスク、使い捨て手袋など、個人防護具の正しい着脱方法
- 事務所内の各部の消毒方法の確認

必要と思われるものにつき実施しましょう





参考

- ・障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル(通所系)
- ・〈委員会のひな形／指針のひな形〉を必要に応じて活用ください。

